

### 3 仮設住宅入居者募集

【問】 役場住民課 住宅係 ☎096(293)3112

**地** 震により住居(借家も含む)が「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」の被害を受け、自らの資力では住居が確保できない被災者に対して戸数限定で募集します。詳しくは、お問い合わせください。

●対象となる人

- ・4月14日時点で、町内に住所を有する人。
- ・住家のり災証明書のり災区分が全壊、大規模半壊、半壊により、居住する住宅がない人。
- ・自らの資力では住居が確保できない人。
- ・「応急修理」制度を利用していない人。
- ・「みなし応急仮設住宅」を利用していない人。

●住宅場所 大津町室(老人ホームすぎなみ園跡地)

●募集戸数 約20戸

●受付期限 6月13日(月)

●入居期間 入居から2年間

●申込場所 町民交流施設(オークスプラザ)1階 住民課

●必要書類

- ①申込書一式(住民課配布)
- ②住民票(世帯全員分)
- ③り災証明書(写し)

※り災証明書発行時、受付番号表を受け取られている人は受付とみなします。応募者多数の場合は抽選により選定を行います。

### 4 町営住宅入居者募集

【問】 役場住民課 住宅係 ☎096(293)3112

**地** 震により住居(借家も含む)が被災し、り災証明書が発行された人に町営住宅を応急的に貸し出しをします。詳しくはお問い合わせください。

●対象となる人

- ・4月14日時点で、町内に住所を有する人。
- ・住家のり災証明書のり災区分が「一部損壊」以上の人。
- ・自らの資力では住居が確保できない人。

●募集戸数 あけぼの団地 18戸程度

●入居条件

①入居期間 原則6カ月以内(最長1年間)

②家賃など 免除(住宅使用料、駐車場使用料)

③敷金 免除

④連帯保証人 不要

⑤退去時修繕 入居期間中の破損については退去時に入居者負担で修繕をお願いします。

●受付期限 6月13日(月)

●提出書類

- ①町営住宅使用許可申請書
- ②り災証明書(一通)※写し可
- ③住民票(交付日3カ月以内の世帯全員の記載のあるもの。続柄が記載されているもの)
- ④提出書類などの誓約書
- ⑤優先的配慮を希望する人は提出書類が追加が必要です。詳しくはお問い合わせください。

### 5 被災住宅の応急修理

【問】 役場都市計画課 建築係 ☎096(293)4011

●応急修理の内容

1. 応急修理の範囲 住宅の応急修理は日常生活に必要なことのできない部分であって、必要最小限度の緊急を要する箇所(屋根・窓・柱など)について実施します。
2. 応急修理の箇所や方法
  - ①地震の被害と直接関係ある修理のみが対象です。
  - ②内装に関するものおよび家電製品は原則、対象外です。

●基準額

1. 一世帯当たりの限度額は最高57万6千円です。※申請者への支払いは行いません。施工業者へ直接町が支払います。なお、内容の審査を行ないますので、限度額を超える場合および対象外となったものは自己負担となります。
2. 同じ住宅(1戸)に2以上の世帯が同居している場合でも、一世帯当たりの額以内です。

●受付時間 午前9時～午後5時

●受付場所 町民交流施設(オークスプラザ)1階

●必要書類

住宅の応急修理申込書、世帯全員分の住民票、届出書(半壊の場合のみ)、り災証明書

●対象となる人(いづれにも該当すること)

- ①り災証明書のり災区分が半壊以上
- ※「全壊」はこの支援を実施することで居住が可能になる場合のみ
- ②応急修理を行なうことで避難所などへの避難を必要としなくなることを。
- ③応急仮設住宅などを利用しないこと。

### 6 損壊家屋の解体・撤去について

【問】 役場環境保全課 環境保全係 ☎096(293)3113

**り** 災証明書が半壊以上の人で、家屋の解体を希望する場合は、町が業者と契約し、町の負担で解体・撤去を行います。

●対象となる家屋

- ①町からり災証明書が発行されておられ被災の程度が半壊以上の家屋(全壊・大規模半壊・半壊)
- ②家屋の所有者および権利者が、町による解体に同意すること。

※半壊以上のり災証明書が発行されておられ、個人で解体業者に依頼し解体を行う場合、原則として町が解体業者に発注して解体をすることを基本とします。

やむを得ない理由で、個人で解体する場合、すでに解体が完了している場合も適正と認められれば対象となりますので、ご相談ください。

※ただし、県の標準単価により算定した額が限度額でそれ以上は個人負担となります。

●家屋の解体撤去、申込受付

受付時間 午前9時～午後5時

受付場所 町民交流施設(オークスプラザ)1階

●必要書類

- ・り災証明書(原本)
- ・解体撤去の同意書(所有者、権利者全員の同意が必要)
- ・登記簿などの所有者、面積がわかる書類
- ・委任状(所有者以外の人が申請する場合)
- ・見取り図
- ・印かん(書類によっては実印・印かん証明書が必要)
- ・公的身分証明(運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証など)

※必要書類は現在検討中で申請時に変更となる場合があります。

●その他

- ・解体後の新築費や建物の修繕、リフォーム費用は個人負担です。



### 7 納屋などの解体・撤去について

【問】 役場環境保全課 環境保全係 ☎096(293)3113

**納** 屋などのり災証明書が半壊以上で、町が生活環境保全上特に必要と認める場合は、町が解体業者と契約し、町の負担で解体・撤去を行います。

●対象となる建物(納屋、倉庫など)

- ①町からり災証明書が発行されておられ被災の程度が半壊以上であること。
- ②所有者が、町による解体に同意すること。
- ③町が生活環境保全上特に必要と認める場合

※個人で解体業者に依頼し解体を行う場合、または既に解体している場合も対象となる場合があります。

原則として町が解体業者に発注して解体することを基本としますが、やむを得ない理由で、個人で解体する場合やすでに解体が完了している場合も適正と認められれば対象となりますので、ご相談ください。

※ただし、県の標準単価により算定した額が限度額でそれ以上は個人負担となります。

●解体撤去申込受付

受付開始 6月8日(水)

受付時間 午前9時～午後5時

受付場所 町民交流施設(オークスプラザ)1階

●必要書類

- ・り災証明書(原本)
- ・解体撤去の同意書
- ・委任状(所有者以外の人が申請する場合)
- ・建物配置図(見取り図)
- ・登記簿などの所有者、面積がわかる書類
- ・損壊の状況がわかる写真

※必要書類は現在検討中で申請時に変更となる場合があります。

●その他

- ・畜舎、農業用倉庫などで、建て替えを行う予定のものについては、事前に役場農政課にお問い合わせください。

